

令和7年1月24日

東京西南私鉄連合健康保険組合

医療費通知データのダウンロード開始について

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、所得税等の医療費控除申告を電子申告（e-tax）にて行う場合に利用できる医療費通知データをアップロードいたしました。

つきましては、下記医療費通知データダウンロード方法および注意点をご確認のうえご利用ください。

記

1. 医療費通知データダウンロード方法

当組合のホームページより『医療費通知』ページにログインし、医療費通知データのダウンロードを行ってください。

《参考》



当組合のホームページトップページ画面の医療費のお知らせをクリック



医療費通知をクリック

No. : 被保険者等の記号
 ID : 被保険者等の番号
 パスワード : 生年月日西暦 8桁
 もしくはご自身で設定したパスワードを入力し、OK をクリック

※ご自身で設定したパスワードがわからなくなった場合は、左記記載の番号まで問い合わせください。

お知らせ

2021年 (令和3年)

- NEW! 1/22 **令和02年医療費控除申請用ファイルがダウンロードできます。**
- 1/20 Web医療費通知 令和02年10月診療分更新しました。

2020年 (令和2年)

- 12/20 Web医療費通知 令和02年9月診療分更新しました。
- 11/20 Web医療費通知 令和02年8月診療分更新しました。

左記お知らせをクリック

左記注意事項をお読みいただき、内容に同意することにチェックし、次画面へ進むをクリック

医療費控除申請データ 対象年指定

医療費控除申請データの抽出対象年を選択してください。
※選択した対象年の1月受診分から10月受診分までが出力の対象となります。
【例】 令和2年 . . . 令和2年1月受診分 ~ 令和2年10月受診分
なお、医療機関からの請求の遅れ等の原因により、掲載されていない場合があります。

令和02年

次画面へ進む

戻る

左記画面をお読みいただき、年度を選択(初期表示は令和05年)し、次画面へ進むをクリック

医療費控除申請データ 一覧表示

「控除対象」に○が表示されているものが医療費控除申請対象の明細となります。
「控除対象」に○が表示されているものの内、青色がグレーの明細については、ダウンロードファイルに含まれませんので、ご注意ください。
(「氏名に利用不可文字がある明細」、「差控の明細」、「医療機関名が空白の明細」)
これらの明細についてはe-Tax画面で一つずつ入力する必要があります。
入力する数が多くなるような場合は、「転記用画面」を使用した医療費集計フォームをご利用ください。
医療費控除申請結果マニュアル ~e-Tax編~

医療費通知データ
ダウンロード

医療費集計フォーム
転記用画面

戻る

控除対象	種別	生年月日	日数	診療区分	医療機関	支払った額	支給区分	支払区分	保険給付金	金額
平成30年10月份										
本人						0				0
本人						0				0
○ 妻				医外		1,224				0
○ 妻				医内		633				0
子						0				0
子						0				0

左記画面およびマニュアルをお読みいただき、医療費通知データのダウンロードを行ってください。

2. 注意事項

医療費通知データダウンロード方法の途中に記載の注意事項をよくお読みいただき、データをご利用ください。

医療費控除申請データ 注意事項

注意事項をご確認のうえ、内容に同意いただける場合は「内容に同意する」にチェックを入れてください。
チェック後、「次画面へ進む」ボタンをクリックしてください。

- 医療費控除の対象となる医療費の要件(概要)
 - (1)納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
 - (2)その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。
- 医療費控除の対象となる金額
医療費控除の金額は、次の式で計算した金額(最高200万円)となります。
$$\text{医療費控除} = \text{支払った医療費の合計額} - \text{保険金等で補填される金額} \textcircled{※1} - 10\text{万円} \textcircled{※2}$$

金など

 - ※1 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出金など
 - ※2 その年の総所得金額が200万円未満の人は、総所得金額等(※3)の9%の金額
 - ※3 純損失、雑損失、その他種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額
- 医療費控除の対象となる医療費
 - ・医師、歯科医師による診療や治療の対価
 - ・治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価
 - ・助産師による分娩の介助の対価

左記注意事項に様々な内容が記載しておりますのでご確認ください。

以上

担当：総務・会計部 総務課

TEL：03-3462-6550